

道路交通法に係る処分基準の改定について

1 改定を要する理由

指定自動車教習所に対する指導について、「指定自動車教習所業務指導の標準について（通達）」（令和6年8月1日付け警察庁丙運発第14号）の改正等に伴い、行政手続法に基づく処分基準について改定を行うものである。

2 主な改定内容

処分基準「運転免許取得者等教育の認定の取消し」の改定

前記通達等の改正に伴い、高齢者講習同等課程が見直されたことから、必要な処分基準を改定するもの

3 施行日

改定日